令和７年度　山岸地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年７月14日（月）

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
1	大雨対策について 　令和６年８月27日、日本海から北日本に前線が停滞し、大気の状態が不安定となった。県内では、夜になって局地的に雷を伴った大雨となり、線状降水帯が発生し、記録的な大雨に見舞われた。特にも山岸地区は、米内川が氾濫し米内地区では家屋浸水等の被害があり、大葛地区では土砂災害に見舞われた。 　今後も大雨による災害が起こることが予想されることから、その対策を講じていくことが喫緊の課題である。 　山岸地区では、大雨に伴う危険区域が数か所ある。 （１）米内川、中津川周辺の洪水に伴う家屋浸水。 （２）紅葉が丘、岩清水、下米内、浅岸大葛周辺の急傾斜地帯が、大雨に伴う土砂災害。 　安全に避難していく上で、次の２点の課題がある。 （１）山岸、下米内、浅岸等の住宅が山岸小学校に近いことで、洪水時避難場所を山岸地区活動センターではなく山岸小学校２階から上にしてほしいこと。	山岸小学校は、令和６年３月15日に岩手県が公表した米内川の洪水浸水想定区域内にあり、洪水時には避難経路も含めて、 0.5m～３m（１階が浸水する程度）の浸水が想定されていることから、洪水時には、浸水する危険性が高く、孤立する可能性もある状況となっております。このため、洪水発生時や長期間の避難先としての使用はできない施設となっており、令和６年６月27日に洪水時の指定緊急避難場所の指定を解除しております。	総務部 危機管理防災課

令和７年度　山岸地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年７月14日（月）

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
		また、同小学校は、孤立等の可能性のほか、施設職員や避難所開設職員の安全確保の面からも、洪水時に指定避難所として開設しないこととしております。 このことから、洪水の発生の恐れがある場合は、早期の段階で洪水浸水想定区域外にある避難場所や親戚宅等、安全な場所に避難していただきますようお願いします。 なお、万が一逃げ遅れた場合の緊急避難場所として、山岸小学校への避難は有効なものと考えられることから、指定緊急避難場所としての指定について、改めて検討してまいります。 今後も、早期に安全に避難できる方策を地域の皆様と一緒に、地域状況に即した避難等の防災計画である地区防災計画を作成してまいりたいと考えております。	
	（２）有事の際、山岸地区活動センターに山岸地区災害本部をおき、山岸地区児童老人福祉センター、愛宕山老人福祉センター、山岸老人憩いの家に支部をおく。それらに職員を駐在させ、各町内会の自主防災隊からの情報を支部で入手し、本部、支部で共有しつつ対策を講じていく。 ※（１）については、山岸地区町内会連合会５町内会（山	市では、コミュニティ地区や町内会、自治会などを単位として、「地震等の災害が発生し又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し又は予防するため、地域住民が自主的に運営する」自主防災組織の結成を推進しております。 自主防災組織は、災害等に備え、平時からの啓発や訓練、災害危険個所の把握、地区ごとの防災マップの作成のほか、災害時には救助活動や避難誘導、避難所の運営補助な	（全般） 総務部 危機管理防災課 （施設関係） 市民部 市民協働推進課

令和７年度　山岸地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年７月14日（月）

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
	岸、御弓町、外山岸二丁目、下米内）連名で、盛岡市長宛、「指定避難場所変更」の要望を提出する予定となっているとのことである。 （１）（２）について、地域住民から様々な意見を聞き、実のある懇談会に結び付けていきたい。	どを行っていただくこととしております。 災害時等に山岸地区活動センター等に本部・支部を置くことにつきましては、地域防災計画において「地域の自主防災組織等の活動拠点となる地区活動センター等の整備を進める」こととしており、活動拠点として利用いただけるものですが、災害時における各施設の利用や、施設職員の対応については、施設の被害状況や、指定避難所としての使用状況、施設職員の体制等を確認のうえ施設利用の可否等を、市において判断することとなりますので、必ずしも利用できるものではないことを御理解願います。また、施設職員は指定管理団体の職員となることから、常時駐在することは難しいものと考えておりますが、指定避難所として開設している場合は、市職員及び施設職員が避難所運営業務に従事しておりますので、各町内会の自主防災組織と連携・協力し、避難所運営等について対応してまいります。 また、洪水被害が想定される場合には、洪水浸水想定区域内に所在する、山岸児童・老人福祉センター及び愛宕山老人福祉センター（中央公民館含む）は、浸水するおそれがあることから、避難所として開設しないこととしております（洪水のおそれがある場合は、施設利用者・職員も避難指示対象となるため、支部等としても利用することはできませんので、洪水浸水想定区域外の施設を御利用いただ	保健福祉部 長寿社会課 子ども未来部 子ども青少年課

令和７年度　山岸地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年７月14日（月）

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
		くこととなります)。 　市といたしましては､避難所として開設している施設において､各町内会の自主防災組織と連携し､地域の情報収集を行うとともに､避難所状況の把握・共有など必要な対策が実施できるよう努めてまいりますので､御協力いただきますようお願いいたします。 　加えて､自主防災隊の規約において､活動拠点としている施設の利用や､地域での災害時の利用については､平時から､「災害時に利用可能な場合の利用内容の整理や､各施設で作成している避難所運営マニュアルへの反映」を施設及び市と相談しておくとともに､「町内会と自主防災隊の活動内容や施設利用内容､相互の連絡体制」などについて御調整を行っていただきますようお願いします。 　今後も､早期に安全に避難できる方策や､地区での本部・支部設置による情報収集等を含め､地域の皆様と一緒に､地域状況に即した防災計画である地区防災計画を作成してまいりたいと考えておりますので､御協力をお願いします。	